# 公益財団法人世田谷区保健センター非常勤職員給与規則

平成 22 年 6 月 30 日
財世保規則第 4 号

（趣旨）

第１条　この規則は、公益財団法人世田谷区保健センター非常勤職員規程（昭和 52 年 12 月 27 日財世保規程第 8 号。以下「非常勤規程」という。）第 6 条及び公益財団法人世田谷区保健センター非常勤職員就業規則（平成 22 年 2 月 26 日財世保規則第 1 号。以下「就業規則」という。）の規定に基づき、非常勤職員の給与について定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において非常勤職員とは、非常勤規程第 3 条に規定する参与、事務員、技術員、技能員、専門指導員の職務を行う職員をいう。

２　医員及び嘱託医については別に定める。

（給与の種類）

第３条　この規則により非常勤職員に支給する給与は、給料、通勤手当、特殊勤務手当、扶養手当、住居手当、超過勤務手当、期末手当等とする。

一部改正[平成 24 年度規則 7 号]

（給料表）

第４条　非常勤職員の給料は、別表１の給料表に定めるところによる。

一部改正[平成 24 年度規則 7 号]

（通勤手当）

第５条　通勤手当の支給、認定等に関することは、公益財団法人世田谷区保健センター非常勤職員通勤手当支給要綱による。

（特殊勤務手当）

第５条の２　特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲及び手当の額は、別に定めるところによる。

追加[平成 24 年度規則 7 号]

（扶養手当）

第５条の３　扶養手当は扶養親族のある非常勤職員に対して支給する。扶養手当に相当する区分等については、職員給与規程に準じ、支給額は当該規程の額を２０で除して月の勤務日数を乗じて得た額とする。

追加[令和 3 年度規則 3 号]

（住居手当）

第５条の４　世帯主（これに準ずる者を含む。）である非常勤職員のうち、自ら居住するための住宅を借り受け、月額27,000円以上の家賃を支払う者に対して住居手当を支給する。区分等については、職員給与規程に準じ、支給額は当該規程の額を２０で除して月の勤務日数を乗じて得た額とする。

追加[令和 3 年度規則 3 号]

（超過勤務手当等）

第６条　就業規則第 11 条に規定する一日の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた非常勤職員には、当該勤務時間を超えて勤務した時間に対して、労働関係法令の規定に基づき超過勤務手当等を支給する。

２　勤務時間外の運営会議、研修等の手当については、そのつど別に定める。

（給料の減額）

第７条　非常勤職員が遅参、早退、無給の休暇、業務上の災害、通勤災害及び欠勤等により所定勤務時間の全部又は一部を勤務しなかった場合には、勤務しなかった時間に相当する金額を原則として翌月の給与から控除する。ただし、事故欠勤については、有給の欠勤とし、給与からの控除の対象外とする。

２　勤務時間１時間あたりの給料額は、給料月額を１ヶ月あたりの勤務日数で除した額に、１日あたりの勤務時間数を除した額とする。

（賞与）

第８条　雇用期間が６月以上で、勤務時間が週 15 時間 30 分以上又は勤務日数が週２日超の非常勤職員には、賞与として期末手当及び勤勉手当を支給する。支給基準の詳細については、別に定める。

一部改正[令和３年度規則３号・５年度 12 号]

（退職金）

第８条の２　退職金は支給しない。

追加[令和３年度規則３号]

（実施に関し必要な事項）

第９条　この規則の実施に関し必要な事項は、職員給与規程の例に準ずるもののほか、別に定める。

附　則

１　この規則は、平成 22 年７月１日から施行し、平成 22 年４月１日から適用する。

２　この規則の施行に伴い、平成 14 年３月 29 日制定の財団法人世田谷区保健センター専門指導員要綱は廃止する。

附　則（平成 22 年 12 月１日規則第９号）

この規則は、平成 23 年２月１日から施行する。

附　則（平成 23 年３月１日規則第２号）

この規則は、平成 23 年４月１日から施行する。

附　則（平成 24 年３月 14 日規則第 10 号）

この規則は、平成 24 年４月１日から施行する。

附　則（平成 25 年３月 13 日規則第７号）

この規則は、平成 25 年４月１日から施行する。

附　則（平成 26 年３月 17 日規則第３号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附　則（平成27年3月17日規則第9号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附　則（平成28年3月14日規則第6号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附　則（平成29年3月10日規則第5号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附　則（平成31年3月1日規則第26号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附　則（令和4年2月4日規則第3号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附　則（令和5年3月1日規則第5号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附　則（令和6年3月8日規則第12号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附　則（令和7年3月3日規則第6号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表１（第４条関係）

非常勤職員給料表

| 職　　名 | 勤務日数 | １日の勤務時間 | 給料月額 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 専門指導員(心理) | 月 16 日 | 7時間 | 285,000 円 | |
| 専門指導員(言語聴覚士) | 月 16 日 | 7時間 | 285,000 円 | |
| 専門指導員(理学療法士) | 月 16 日 | 7時間 | 285,000 円 | |
| 専門指導員(作業療法士) | 月 16 日 | 7時間 | 285,000 円 | |
| 専門指導員(視覚障害指導) | 月 16 日 | 7時間 | 285,000 円 | |
| 技術員(保健師) | 月 16 日 | 7時間 | 215,000 円 | |
| 技術員(看護師) | 月 16 日 | 7時間 | 210,000 円 | |
| 技術員(管理栄養士) | 月 16 日 | 7時間 | 208,000 円 | |
| 技術員(臨床検査技師) | 月 16 日 | 7時間 | 205,000 円 | |
| 技術員(診療放射線技師) | 月 16 日 | 7時間 | 231,000 円 | |
| 技術員(社会福祉士) | 月 16 日 | 7時間 | 190,400 円 | |
| 技術員(精神保健福祉士) | 月 16 日 | 7時間 | 190,400 円 | |
| 技術員(運動指導員) | 月 16 日 | 7時間 | 190,000 円 | |
| 技術員(保育士) | 月 16 日 | 7時間 | 184,800 円 | |
| 事務員 | 月 16 日 | 7時間 | 163,520 円 | |
| 技能員(一般作業・自動車運転) | 月 16 日 | 7時間 | 163,520 円 | |
| 参与(事務) | 月 15 日 | 7 時間 45 分 | 210,600 円 | |
| 参与(専門) | 月 16 日 | 7 時間 45 分 | 224,640 円 | |
| 参与(技能) | 月 15 日 | 7 時間 45 分 | 204,000 円 | |

※　月の勤務が所定日数以外の場合は、給料月額を勤務日数で除して、１月の勤務日数を乗じた金額とする。